

## 自治基本条例に基づく町民参加の状況について

## ○ 別海町自治基本条例

(町民参加の方法)

**第14条** 町民は、次の各号に掲げる方法でまちづくりに参加することができる。

- (1) 審議会などへの委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項に規定する方法に関し必要な事項を別に定めます。

## ① 審議会などへの委員としての参加（公募状況）

年 度	実施件数（件）	公募委員数（人）
平成25年度	3	4
平成26年度	1	4
平成27年度	0	0
平成28年度	1	1

## 平成25年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
旧別海町交流センター検討委員会	2名以内	4名	2名
別海町自治推進委員会	若干名	2名	2名
第6次別海町総合計画町民検討委員会	若干名	0名	0名

## 平成26年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
別海町介護保険事業計画等策定委員会及び別海町地域包括支援センター運営協議会	4名以内	4名	4名

## 平成28年度

審議会等名称	公募人数	応募人数	公募委員数
別海町議会モニター	2名以内	1名	1名

## ○課題

- ・応募人数について

審議会等において委員の公募を行っているが、応募人数が少ない。

- ・公募委員枠について

専門性が高い審議会等では公募枠を設けにくいいため、公募件数自体も伸びていない。

- ・町民参加委員事前登録制度について

別海町協働基本指針において「町民参加委員事前登録制度」を検討することとしているが、検討は進んでいない。募集・登録の方法にもよるが、登録希望者がでてくるのか、仮に希望者がいてもその希望者に依頼が偏って負担になる可能性もある。

## ※参考

### 別海町協働基本指針

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

(3)「町民参加委員事前登録制度」を検討します

行政では政策や計画を策定する際、町民などで構成する審議会や委員会を設置しています。今後は、積極的に公募委員枠を設け、より多くの町民が参加できるよう努めます。

また、公募で選ばれる委員の希望者を事前に登録する「町民参加委員事前登録制度」を検討するなど、公募委員制度の周知と成り手不足の解消に努めます。

## ② 意見交換会への参加

年 度	実施（述べ）件数（回）	参加者数（人）	平均参加者数（人）
平成25年度	18	387	21.5
平成26年度	4	93	23.3
平成27年度	6	50	8.3
平成28年度	10	227	22.7

### 平成25年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
町長と話そう（まちづくり懇談会）	3件	102名
第1回別海町地域防災計画策定に係る住民意見交換会	4件	92名
第2回別海町地域防災計画策定に係る住民意見交換会	4件	43名
町長・教育長と語る会	1件	22名
別海町議会報告会	5件	95名
農業者等との意見交換会	1件	33名

### 平成26年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
別海町議会報告会	3件	58名
農業者等との意見交換会	1件	35名

### 平成27年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
別海町議会報告会	4件	35名
東公民館の運営のあり方	1件	10名
ミルクミーティング	1件	5名

### 平成28年度

名 称	実施（述べ）件数	参加者数
町長と話そう（まちづくり懇談会）	3件	90名
第3期障がい者計画策定に伴うヒアリング	1件	13名
別海町議会報告会	4件	71名
中央公民館フォーラム	2件	53名

## ○課題

### ・意見交換会参加人数について

まちづくり懇談会については、前期の本委員会においても開催方法等について意見をいただいた。本年度は、広報において「町長と話しませんか」「ミルクミーティング」について周知を行っている。

## ※参考

### 別海町協働基本指針

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

#### (2) 町民参加の機会を広めます

町民がまちづくりに参加する機会として、「意見交換会への参加」といった直接的な発言機会や「パブリックコメント（町民意見の公募）」、「町政ご意見箱」などの間接的な機会を設けています。

今後も、町民とまちづくりに関して考える機会となる制度の充実に努めていきます。

## ※参考

### 町長と話そう

・・・町長がまちづくり等の進捗状況や重点施策等について説明するとともに町民のまちづくり等に関する提案・意見等を行政運営に反映するため、様々な分野にわたり懇談するもので、全ての町民、自治会及び本町において活動する各種団体を対象として町の主催で実施する。

町長と話しませんか・・・団体等の求めに応じ町長が出向き団体等の主催で実施する。

ミルクミーティング・・・おおむね5人以上の町民で構成された団体からの求めに応じて町の主催で実施する。

### ③ アンケート調査への意見表明

年 度	実施件数 (件)	対象別件数 (件)
平成25年度	2	2
平成26年度	2	2
平成27年度	3	4
平成28年度	2	2

#### 平成25年度

名 称	配布数	回収率
第6次総合計画の後期5年へ向けての基本計画見直しのためのまちづくりアンケート調査	2,500	31%
別海町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査	2,000	49%

#### 平成26年度

名 称	配布数	回収率
別海町介護保険事業計画等に係る別海町日常生活圏域ニーズ調査	1,000	58%
障がい者手帳所持者への実態調査	955	57%

#### 平成27年度

名 称	配布数	回収率
矢白別演習場周辺まちづくり構想住民アンケート調査	2,500	35%
別海町農業・農村振興計画アンケート調査	793	24%
別海町農業・農村振興計画アンケート調査	2,779及び HP	20%
別海町内産業の経済活動に関するアンケート調査	631	40%

#### 平成28年度

名 称	配布数	回収率
第3期障がい者計画策定に伴う住民アンケート調査	1,134	45%
別海高等学校「寄宿施設設置」に関するアンケート調査	326	80%

#### ○課題

- ・回収率について

アンケートの回収率については、40%前後で推移している。アンケートの目的、項目により回収率が上下している可能性がある。

④ 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明

年 度	実施件数（件）	提出人数（名）	意見数（件）
平成25年度	9	11	39
平成26年度	7	0	0
平成27年度	4	1団体、3名	20
平成28年度	4	2団体、14名	52

平成25年度

案 件 名	提出人数	意見数
「別海町社会教育施設の指定管理者制度導入」について	0名	0件
「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について	0名	0件
「別海町中小企業振興「行動指針」（案）」について	0名	0件
「史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画（案）」について	3名	19件
「別海町畜産環境に関する条例（案）」について	4名	10件
「別海町の河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例（案）」について	1名	1件
「別海町第6次総合計画中間見直し（案）」に関するパブリックコメント	1名	4件
「別海町地域防災計画（案）」の改正に関するパブリックコメント	0名	0件
「別海町市街地活性化計画別海地区（原案）」に関するパブリックコメント	2名	5件

平成26年度

案 件 名	提出人数	意見数
「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についての意見募集	0名	0件
「別海町新型インフルエンザ等対策行動計画（原案）」に関するパブリックコメント	0名	0件
「別海町ふるさと交流館設置条例制定及び指定管理者制度導入」に関するパブリックコメント	0名	0件
「別海町債権管理条例（案）」に関するパブリックコメント	0名	0件
「別海町子ども・子育て支援事業計画（案）」及び利用者負担に関するパブリックコメント	0名	0件

「別海町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画（素案）」に関するパブリックコメント	0名	0件
「別海町第4期障害福祉計画（素案）」に関するパブリックコメント	0名	0件

平成27年度

案 件 名	提出人数	意見数
「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についての意見募集	0名	0件
「別海町水道事業ビジョン（案）」に関するパブリックコメント	0名	0件
「矢白別演習場周辺まちづくり構想（基本構想原案）」に関するパブリックコメント	1団体 2名	14件
「別海町人口ビジョン（案）」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」に関するパブリックコメント	1名	6件

平成28年度

案 件 名	提出人数	意見数
「矢白別演習場周辺まちづくり構想（基本計画原案）」に関するパブリックコメント	1団体 10名	30件
「別海町障がい者計画（第3期）（素案）」に関するパブリックコメント	1団体 2名	18件
「第4次別海町母子健康計画（原案）」に関するパブリックコメント	1名	2件
「別海町農業・農村振興計画（素案）」に関するパブリックコメント	1名	2件

平成29年度は8件の実施を予定。

○課題

・意見数について

一部多くの意見等をいただいているが、0件の案件もある。

・周知方法について

現在、パブリックコメントの公表については、町ホームページ、役場ロビー、各支所・連絡事務所等で実施している。実施の周知については、別海広報でも行っているが、他の方法等の検討が必要か。

※参考

別海町協働基本指針

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

(2) 町民参加の機会を広めます

町民がまちづくりに参加する機会として、「意見交換会への参加」といった直接的な発言機会や「パブリックコメント（町民意見の公募）」、「町政ご意見箱」などの間接的な機会を設けています。

今後も、町民とまちづくりに関して考える機会となる制度の充実に努めていきます

⑤ 町政ご意見箱・ホームページからの意見

年 度	件数（件）	うち依頼・問合せ （件）	うち意見・要望 （件）	うちその他（営業・情 報提供など）（件）
平成25年度	98	56	31	11
平成26年度	116	60	31	25
平成27年度	81	37	29	15
平成28年度	91	44	28	19

※参考

別海町協働基本指針

2の柱 協働のまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります

(2) 町民参加の機会を広めます

町民がまちづくりに参加する機会として、「意見交換会への参加」といった直接的な発言機会や「パブリックコメント（町民意見の公募）」、「町政ご意見箱」などの間接的な機会を設けています。

今後も、町民とまちづくりに関して考える機会となる制度の充実に努めていきます

## 別海町パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、町の重要な政策形成過程において町民等との情報共有を図り参画機会を拡充するとともに、町民へ説明責任を果たすことで、本町の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、町の計画等の策定過程において案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において、「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

**第3条** パブリックコメント制度の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更
- (5) 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度の対象としないことができるものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

- (2) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地がないもの、その他政策等の性質上パブリックコメント制度に適さないもの
- (3) 政策等の策定にあたり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手續が法令等により定められているもの
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手續を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの  
(公表の時期)

**第5条** 実施機関は、パブリックコメント手續を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。

- 2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。  
(公表の方法)

**第6条** 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
  - (2) 政策等の担当課、西春別支所、尾岱沼支所、上春別連絡事務所、上風連連絡事務所、その他実施機関が指定する場所での閲覧
  - (3) 前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて、町の広報誌への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表に努めるものとする。
- 2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。  
(意見等の提出方法)

**第7条** 実施機関は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）により、意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上とする。ただし、法により30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

- 2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 実施機関が指定する場所への持参
  - (2) 郵便
  - (3) 電子メール
  - (4) ファクシミリ
  - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先を明らかにしなければならない。  
(提出意見等の取扱い)

**第8条** 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、町民等から提出された意見等を公表しなければならない。

3 公表することにより、提出者及び第三者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

(一覧表の公表)

**第9条** 町長は、町民等の意見の募集を行っている案件の一覧表を作成し、町民等に情報提供するものとする。

2 前項の一覧には、案件名、意見募集期間、案の入手方法及び問合せ先を明記するものとする。

(意見等及び一覧の公表)

**第10条** 第8条及び前条に規定する公表については、町ホームページに掲載し行うものとする。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。